

松浦市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同法第199条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年8月2日

松浦市監査委員 守山 秀利
松浦市監査委員 神田 稔

監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 生涯学習課
- 3 監査の期間 令和元年6月3日から58日間

4 監査の範囲及び方法

平成30年度（平成31年3月末まで）の財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係帳簿及び書類等を調査し、必要に応じて担当職員からの説明聴取や現地調査を行うなどの方法により監査を実施した。

【着眼点】

- (1) 収入事務が適正に行われているか。
- (2) 旅費に関する諸帳簿が整備されているか、違法な支出がないか。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 備付諸帳簿がきちんと整備されているか。

5 監査の結果

今回の監査の結果、事務処理について次のとおり不備が見受けられたので十分注意の上、適正に処理されるよう要望する。

(1) 文書発送簿について

発送簿の記載及び様式について、以下のとおり不備が見受けられた。松浦市文書管理規程等に基づき適正に処理されたい。

- ・ 規定の様式を使用していないもの。
- ・ 訂正印の押印がないもの。
- ・ 差出人の記載がないもの。
- ・ 品目の記載がないもの。
- ・ 摘要欄の記載がないもの。

(2) 文書件名簿について

文書件名簿の記載について、以下のとおり不備が見受けられた。松浦市文書管理規程等に基づき適正に処理されたい。

- ・ 同一番号で処理すべき文書を新たに番号を附番して処理しているもの。
- ・ 收受、発送月日が前後して登載されているもの。
- ・ 收受、発送月日の記載がないもの。
- ・ 出所又はあて名の記載がないもの。
- ・ 訂正印の押印がないもの。
- ・ 処理欄の記載がないもの、不備があるもの。

(3) 郵便切手受払簿について

受払簿の記載について、以下のとおり不備が見受けられた。松浦市文書管理規程等に基づき適正に処理されたい。

- ・ 取扱者の記載がないもの。

(4) 時間外等勤務命令簿（控）について

- ・ 週休日の勤務が出張の場合、業務内容の欄に業務名を記載する際に、業務名の横に「出張」と記載し、併せて勤務地を記載することとなっているが、記載されていないものがあった。
- ・ 算定に誤りがあり、過払い及び支給額が不足しているものがあった。適正に処理されたい。
- ・ 休憩時間の記載のないものがあった。
- ・ 訂正印の押印のないものがあった。
- ・ 振替日の記載のないものがあった。
- ・ 命令日の記載のないものがあった。
- ・ 確認印の押印がないものがあった。

(5) 出張旅費について

出張命令書（控）

- ・ 決裁欄に「教育総務課長」や「教育総務課」が押印する欄があるが、決裁上必要ないため、削除されたい。
- ・ 会計名を記載する欄に事業名を記載しているもの、削除しているものがあった。
- ・ 公用車でのお出張の際の発地及び着地の記載が適正でないものがあった。
- ・ 請求額及び請求日の記載のないもの、請求印の押印のないものがあった。
- ・ 宿泊料の甲乙に○をしていないものがあった。
- ・ 配当予算額が誤っているものがあった。
- ・ 用務地に市町村名（行政区域名）を記載していないものがあった。
- ・ 様式に不備があるものがあった。
- ・ 「往復」の記載のないものがあった。
- ・ 備考欄に「実家に泊まるため宿泊料を支給しない」と記入があり、宿泊料を支給していないものがあったが、根拠となる規定の記載がなかった。
- ・ 5月の出張に係る旅費を3月に支給しているものがあった。速やかに処理をすること。

出張復命書

- ・ 決裁欄において、押印不要欄を空欄としているものがあった。
- ・ 松浦市役所処務規程で定められた様式を使用していないものがあった。
- ・ 課長の出張復命書において、教育長の決裁を受けていないものがあった。
- ・ 出張から約3週間後に復命書を提出しているものがあった。松浦市役所処務規程に基づき、適正に処理されたい。

市内出張命令簿及び市内出張旅費請求書（写）について

- ・ 青島への市内出張において、利用区間が星鹿港から青島港となっていたが、御厨港から青島港が正である。また、本庁から御厨港までの移動手段の記載がないもの、片道分の船賃のみ支給しており、もう片方の移動手段の記載がないものがあった。
- ・ 命令簿に発着時間の記載がないものがあった。
- ・ 命令がないにもかかわらず、旅費を支給しているものがあった。

- ・ 命令簿、請求書及び財務会計システムの支給履歴を照合したところ、1月分の市内出張旅費の支給漏れが1件発覚した。適正に処理されたい。

費用弁償および実費弁償について

- ・ 随時監査で指摘をした実費弁償の不適正な事務処理についての顛末書の提出を求めていたが、未だ提出されていない。速やかに提出すること。
- ・ 作品審査の用務で費用弁償を支出していたが、報酬の支給がなかった。松浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に定められた委員等が出務する際に費用弁償の支給ができるが、この規定に該当する委員であるのか、説明されたい。

(6) 備品保管簿及び備品保管状況について

昨年度、備品の整備状況をテーマとして行政監査を実施し、その際に備品保管簿と現物及び備品管理システムの照合を各課で行い、すべてが一致した状態で報告を受けていたが、今回の定期監査において、現物と保管簿及び備品管理システムの内容が一致していないものが以下のとおり多数見受けられた。所管施設が多く、備品の数も膨大であることから、管理に苦慮されていると思うが、備品は、公金により取得されたものや市民などから寄贈を受けた市民共通の財産であるという意識を職員一人一人が持ち、より一層の注意と責任をもって適正に管理されたい。

- ・ 備品保管簿（市民会館）と背表紙に記載された保管簿の提出があった。平成30年度の行政監査結果報告において、「配置場所が市民会館となった備品が、未だ大量に存在していた（944件）。早急に変更処理されたい。」と指摘をしていたものであるが、未だ変更処理がなされていなかった。また、保管簿の点検照合が平成11年以降行われていなかった。市民会館で使用となっている備品について点検照合を行い、現状に合わせ配置換等の処理を早急に行われたい。
- ・ 備品保管簿の「照合点検印及び年月日」欄において、物品取扱員ではないものが押印しているもの、日付の記入はあるが押印のないもの、修正テープを使用して訂正しているもの等、不適正な処理が多数見受けられた。
- ・ 図書館用普通貨物自動車（佐世保44て2690）について、備品管理システムでは平成30年3月13日付で使用不能により廃棄の処理がなされているが、備品保管簿は図書館に保管されており、平成30年4月1日に照合点検されていた。この公用車について、現状を説明されたい。
- ・ 松浦市立中央公民館長之印が備品管理システムでは松浦市立松浦公民館長之印のままとなっている。適正に処理されたい。
- ・ 平成30年12月25日に購入した掃除機について、備品管理システム及び保管簿の取得年月日が平成31年（令和元年）12月25日となっていた。登録誤りと思われるが、照合点検の日付も平成31年12月25日となっており、この段階で気づくべきである。修正されたい。
- ・ 平成30年8月6日に中央公民館から鷹島公民館、今福公民館及び調川公民館に配置換をした3台のデジタルカメラについて、配置換前の保管簿が中央公民館の備品管理簿に保管されていた。配置換を行う際に会計課に返却するものである。速やかに返却されたい。
- ・ 文化会館配置の会議用テーブル及び折りたたみ椅子について、現地監査の際に確認をしたところ、特定ができなかった。

- ・ 田代体育館配置のシュレッダー及び台車について、現地監査の際に確認をしたところ、現物がなかった。所在を確認し、適正に処理されたい。
- ・ 松浦市文化会館長印について、現在所在不明となっている。平成28年度より指定管理制度を導入しているが、引継の際に確認を行わなかったことにより、所在が分からなくなっているとのことである。備品保管簿の照合点検印が平成29年4月1日付で押印されているがこの時点でどこに保管されていたのか説明されたい。また、再度現物の所在について調査し、見つからない場合は、松浦市教育委員会公印規則及び松浦市財務規則に基づき適正に処理されたい。

(7) 契約事務について

委託料

- ・ 起案用紙に文書件番号及び施行年月日欄の記載がないものがあつた。
- ・ 起案用紙等において、押印不要欄を空欄としているものがあつた。
- ・ 起案用紙に所属課の記載がないものが見受けられた。
- ・ 特命随意契約（1者随契）を行う場合、実施伺に1者選定の理由を付してあるが、財務規則上の根拠規定が示されていないものが見受けられた。契約方法については、「地方自治法施行令第167条の2第1項第○号の規定により随意契約とする」等の理由に「松浦市財務規則第86条第4項ただし書きの規定により1者随契とする」旨を併記すること。
- ・ 見積依頼の起案文書に見積依頼文書が添付されていないものがあつた。
- ・ 見積依頼通知に文書件番号がないものがあつた。見積依頼については文書件番号をとり、文書にて業者あて通知すること。
- ・ 見積書に日付の記載がないものがあつた。
- ・ 見積結果一覧表がないものがあつた。
- ・ 見積結果一覧表において、見積金額・予定価格・決定金額・見積の顛末及び結果をパソコン入力しているものがあつた。
- ・ 契約締結伺において、乙決裁であるにもかかわらず、副市長の押印がないものがあつた。
- ・ 予定価格調書の作成が必要なもので、作成されていないものがあつた。
- ・ 検査下命伺について、乙決裁であるものを丙決裁として処理されているものがあつた。松浦市事務決裁規程及び会計事務の手引きを確認の上処理されたい。

請負工事

- ・ 起案用紙に文書件名番号や施行年月日の記載がないものがあつた。
- ・ 労働保険料等納入証明書（写）の有効期限が契約工期の途中で切れており、その後更新後の証明書（写）の添付がなかった。
- ・ 乙決裁となる起工伺において、専決者（副市長）の押印がなく、検査下命・検査報告が丙決裁で処理されているものがあつた。松浦市事務決裁規程に基づき、適正に処理されたい。
- ・ 途中変更があつた工事の完成確認書に記載してある請負金額及び工期が当初契約時の金額及び工期となっているものがあつた。

(8) 修繕関係の処理について

- ・ 見積結果一覧表において、見積金額、予定価格、決定金額、見積の顛末及び結果をパソコン入力しているものがあつた。
- ・ 50,001円以上の修繕の見積依頼を文書で行っていないものがあつた。
- ・ 見積書の原本がファイリングされていないものがあつた。

- ・ 随意契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項の適用号数誤りが見受けられた。
- ・ 修繕伺において、様式の一部を削除しているものがあつた。
- ・ 修繕伺において、主務課長専決のものを分室長専決で処理していたものがあつた。松浦市教育委員会処務規則に基づき適正に処理されたい。
- ・ 見積書において、代表者の印が押印されていないものがあつた。
- ・ 見積書において見積日の記載がないものがあつた。提出の際に見積日が記入されていることを確認の上受理されたい。
- ・ 起案用紙に施行年月日の記載がないものがあつた。
- ・ 起案用紙の押印不要の欄に斜線がないものがあつた。
- ・ 契約締結伺文書に契約金額や契約期間の記載のないものがあつた。
- ・ 監督職員と検査員が同一のものが多数あつた。財務規則第96条第1号において、監督職と検査職は兼ねることができないと規定されている。適正に処理されたい。
- ・ 文化会館フロアシート取替修繕について、仕様書、見積書及び検査調書をみると、物品の納品のみであり、修繕ではない。年度末の業務完了に間に合わないとの理由で地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定により随意契約としているが、緊急の理由とはなり得ない。不適正な処理である。

(9) 施設利用許可及び使用料について

公民館

- ・ 使用許可申請及び減免申請について、修正テープを使用して訂正しているものがあつた。
- ・ 使用許可申請者記入欄（団体名、代表者名、住所、電話番号、使用目的）の記載に不備があつた。正確に記載されていることを確認の上受理されたい。
- ・ 使用許可申請書及び使用料減免申請書に受付印の押印がないものがあつた。
- ・ 公民館長の決裁を受けず、使用を許可しているものがあつた。松浦市公民館条例第5条に基づき適正に処理されたい。
- ・ 減免申請書の宛名及び減免承認書の承認者が教育委員会となっているが、「市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第2条第1号において、松浦市立公民館に係る使用料の徴収及び減免に関する事務は教育委員会に委任され、「松浦市教育委員会の権限の一部を教育長に委任する規則」第1条において、使用料の徴収及び減免に関する事務は教育長に委任されているため、減免の承認は教育長とされたい。
- ・ 減免の承認について、松浦市教育委員会処務規則第7条において課長の専決事項と規定されているが、課長の決裁を受けずに減免していた。
- ・ 市役所各部署及び学校関係の使用料について減免をしていたが、減免申請書の提出がないものが多数あつた。松浦市公民館条例施行規則第7条第1号において、「減免を受けようとするものは、公民館使用料減免申請書を教育委員会に提出しなければならない」と規定があり、例外規定は同条第3号該当の場合のみである。規定に基づき適正に処理されたい。
- ・ 減免申請書の提出がないにもかかわらず、使用料を徴収していないものがあつた。

- ・ 松浦市公民館条例施行規則様式第2号（第7条関係）に規定された減免承認書の文章の一部を削除し使用していたものがあつた。
- ・ 減免申請書の申請者記入欄において、記載に不備があるもの、申請者印の押印がないものがあつた。
- ・ 減免申請書において、使用許可日の記載がないものがあつた。

体育施設

- ・ 松浦市体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則様式第1号（第3条、第5条関係）「体育施設使用許可申請書」において、受付番号を記載する欄が設けられているが、すべての申請書において番号の記入がなかつた。
- ・ 申請者記入欄（申請日、住所、氏名、電話番号、使用目的等）の記載に不備があつた。正確に記載されていることを確認の上受理されたい。
- ・ 使用実績の記載がないものがあつた。
- ・ 使用許可申請書及び使用料減免申請書に受付印の押印がないものがあつた。
- ・ 修正テープを使用して訂正しているものがあつた。
- ・ 使用許可において、主務課長（分室においては分室長）の専決事項であるが、専決者の決裁を受けずに許可をしているものがあつた。
- ・ 決裁欄の押印漏れ、押印不要欄に斜線がないものがあつた。
- ・ 使用料の算定が誤っているものがあつた。松浦市体育施設の設置及び管理に関する条例第6条に基づき、適正に徴収されたい。
- ・ 減免の承認について、主務課長の専決事項であるが、決裁を受けずに減免しているものがあつた。
- ・ 減免申請書の提出がないにもかかわらず、使用料を減免しているものがあつた。
- ・ 減免申請書において、減免理由の記載がないものがあつた。
- ・ 体育館使用料を夜間照明使用料で徴収していた。適正な科目で徴収されたい。

スポーツ施設

- ・ 松浦市民運動公園スポーツ施設管理規則様式第1号（第4条関係）及び様式第2号（第9条関係）において、申請の宛名は松浦市長となっているが、申請書宛名が松浦市教育委員会となっているものがあつた。
- ・ 申請日の記載がないものがあつた。
- ・ 申請書において、使用目的等の記入に不備があるものがあつた。
- ・ 決裁欄の押印漏れ、押印不要欄に斜線がないものがあつた。
- ・ 使用実績の記載がないものがあつた。
- ・ テニスコートの夜間（19時～21時）の使用において、スポーツ施設照明使用料を徴収していないものがあつた。

(10) 公有財産使用許可及び貸付について

- ・ 起案用紙に施行年月日の記載がないものがあつた。
- ・ 起案用紙の決裁欄で政策企画課がまちづくり推進課となっているものがあつた。
- ・ 使用料の算定誤りがあり、規定より多く徴収しているものがあつた。
- ・ 新規で使用許可をする際は市長の許可を受けることとなっているが、丙決裁で処理しているものがあつた。松浦市財務規則第109条に基づき適正に処理されたい。
- ・ 行政財産目的外使用許可書において、財務規則第110条の使用条件の記載に不備があつた。

- ・ 減免申請書がないにもかかわらず、減免をしているものがあった。
- ・ 地域のグラウンドゴルフ及びゲートボール愛好会等の道具入れとして使用する倉庫の使用許可について、減免申請書の提出がないにもかかわらず、松浦市行政財産使用料条例第5条の規定により全額免除としているが、この規定に該当する団体とは言い難い。全額免除と判断した理由について説明されたい。
- ・ 使用許可書交付時に数件分まとめて同一番号で文書件番号を附番しているものがあった。使用許可申請書受理時に1件ごと文書件名簿に登載し、附番されたい。
- ・ 使用許可をした土地の地番及び面積に不足があり、許可日から約2か月後に修正申請があった行政財産の使用許可について、正式な決裁をとらず、当初の許可日に遡って許可書を交付しているものがあった。
- ・ 行政財産目的外使用許可の決裁を受ける際、根拠となる法令及び使用料の算出の根拠となる法令の記載なく起案をしているものがあった。
- ・ 松浦市行政財産使用料条例第6条において、「使用料は、使用許可の際、徴収する。ただし、使用の期間が1月以上にわたる場合においては、市長が指定する日までに徴収することができる」と規定されているが、使用の期間が一月に満たない使用料を許可の際に徴収していないものがあった。

(11) その他

- ・ 前回（平成27年度実施）の定期監査の際、鷹島総合運動公園テニスコートのフェンスの傾き及び鷹島スポーツ・文化センターの町章について指摘をし、改修を検討すると報告があっていたが、現状を確認したところ、そのままの状態であった。今後計画的に対応されたい。

6. 改善措置の状況通知について

本公表の指摘事項について、その改善措置の状況及び結果を令和元年8月20日(火)までに文書により報告されたい。